

# 学生処分規程

第1条 本規程は、本学学則第36条及び37条に定める懲戒の基準を定める。

第2条 本学学生が下記の行為を行ったときは、本学学則第36条及び第37条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処する。ただし、第7号の場合は退学処分とする。

- (1) 学生生活規程に違反し反省がないとき。
- (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害。
- (3) 試験における不正な行為。
- (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取。
- (5) 大学の公示、掲示の破損、破棄。
- (6) 大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為。
- (7) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
  - ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
  - イ 薬物犯罪（大麻、薬、あへん、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介）
  - ウ 悪質なストーカー犯罪
  - エ わいせつ犯罪（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮、セクハラ）
  - オ 凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）

カ 窃盗罪（空き巣、万引き、自転車泥棒等）

キ 情報ネットワークへの不正アクセス

ク 知的財産を喪失させる行為

- (8) 学生の本分に反したとき。
- (9) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき。
- (10) 譴責が重なり改善がみられないとき。

2 学部長は前項の行為を行った学生に対して、前記学則第36条及び第37条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。

第3条 学部長は第2条各号に該当する行為があったと認める時は、資料を収集し当該学生、保証人などから事情を聴取する機会を設けた後、処分委員を任命して審議し、処分案を作成する。

2 その処分が譴責に該当する場合は、学部長において処分する。

第4条 学長は前条の処分案が停学または退学の場合には当該教授会にはかりその議決を経た後、懲戒処分の決定を行う。

第5条 学部長は処分内容を学生に通知する。処分内容は学部に掲示する。

(付則省略)